

写真等の撮影及び掲載に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小樽市総務部広報広聴課が行う広報活動における写真等の撮影及び掲載に関して、肖像権、撮影対象物の著作権及び個人情報を適切に保護するとともに、市民に対して安心安全な情報提供を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 写真等 広報広聴課職員が撮影した写真データ及び映像データ
- (2) 広報媒体 小樽市公式ホームページ、広報広聴課が運用する小樽市公式 SNS、広報おたる及び広報広聴課が発行するその他発行物
- (3) 被写体本人等 被写体本人及び被写体本人が未成年の場合はその保護者

(適用)

第3条 本要綱は、次に掲げる各号に適用する。

- (1) 広報広聴課職員が行う写真等の撮影
- (2) 広報広聴課職員が行う写真等の広報媒体への掲載

(被写体本人等への確認)

第4条 個人が特定できる写真等を撮影する場合は、被写体本人の肖像権を保護するため、撮影目的及び掲載する広報媒体を被写体本人等に事前に説明し、撮影及び掲載について同意を得ること。

2 複数人が参加する行事等で、全員から前項の同意を得ることが困難な場合は、個人が特定できないよう距離を保ち撮影すること。また、掲載する場合は、ぼかし等の処理を行うこと。

(著作権者への確認)

第5条 著作物(著作権法第2条第1項に規定するものをいう。)を撮影する場合は、事前に撮影目的及び掲載する広報媒体を著作権者に説明し、撮影及び掲載について同意を得ること。

(禁止事項)

第6条 次に掲げる内容を含む写真等を撮影及び掲載してはならない。

- (1) 被写体本人又は写真等に係る第三者(以下、第三者という。)を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける内容
- (2) 被写体本人又は第三者の著作権を侵害し、又は侵害するおそれのある内容
- (3) 被写体本人等の許諾なく個人情報の特定や開示及び漏えい等プライバシーを害する内容

(写真等の管理)

第7条 写真等は、撮影日、撮影場所及び行事名等の撮影場面を示す情報を記録し、管理すること。

(写真等の削除)

第8条 被写体本人等や撮影対象物の著作権者及び第三者から広報媒体に掲載した写真等について、削除の依頼があった場合は速やかに応じること。なお、広報おたる及び広報広聴課が発行するその他発行物については、印刷前に削除の依頼があった場合は速やかに応じることとし、印刷後の削除及び配布後の回収を行わない。

(個人情報の取扱い)

第9条 写真等の撮影で取得した個人情報は、小樽市公式ホームページ「個人情報の取り扱いについて(プライバシーポリシー)」に準じて取り扱う。

2 氏名、住所、車両ナンバー等の個人情報が含まれる写真等を掲載する場合は、個人が特定できないよう、ぼかし等の処理を行うこと。

(著作権)

第10条 写真等に関する著作権は、市に帰属する。

(その他)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、広報広聴課長が別に定める。

付則

この要綱は、令和8年3月30日から適用する。